

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 施設予約取消に係る使用料還付のお知らせ

【使用料の取り扱いについて】

感染再拡大の状況を踏まえ、施設利用を取りやめる場合には、当面の間、お支払済みの使用料を還付いたしますので、各施設の窓口等へお申し出ください。

※令和4年11月1日以降の利用分について、令和4年11月1日以降に予約を取り消した場合は、取消料を遡って返金いたしますので、施設の窓口にてお手続きをお願いいたします。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、取扱を終了または変更する場合には、改めてお知らせいたします。

令和4年12月1日 仙台市